

令和6年10月15日 総務建設常任委員会協議会 報告事項
「大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について」の
説明資料の訂正について

訂正箇所

- 2ページ最下段の期末勤勉手当に係る「特定任期付職員の支給月数」の表のうち、
業績手当に係る支給月数の記載について
→ 業績手当は、特に顕著な業績と認められる者がいる場合に、12月にのみ支給される
ものであり、6月には支給されません。(訂正箇所は二重線の枠内)

協議会提出資料(誤)

◆特定任期付職員の支給月数

		6月	12月	計
6年度	期末手当	1.70月 (改定なし)	1.75月 (現行1.70月)	3.45月 (現行3.40月)
	業績手当 (特に顕著な業績と 認められる者のみ)	1.00月	1.00月	2.00月
7年度 以降	期末手当	0.95月	0.95月	①3.45月 ②(最大)7.15月
	【新設】勤勉手当 (①標準的な成績の者) (②成績優秀者)	①0.775月 ②(最大)2.625月	①0.775月 ②(最大)2.625月	
	業績手当	(廃止)	(廃止)	

(訂正後)

◆特定任期付職員の支給月数

		6月	12月	計
6年度	期末手当	1.70月 (改定なし)	1.75月 (現行1.70月)	3.45月 (現行3.40月)
	業績手当 (特に顕著な業績と 認められる者のみ)	—	1.00月	1.00月
7年度 以降	期末手当	0.95月	0.95月	①3.45月 ②(最大)7.15月
	【新設】勤勉手当 (①標準的な成績の者) (②成績優秀者)	①0.775月 ②(最大)2.625月	①0.775月 ②(最大)2.625月	
	業績手当	(廃止)	(廃止)	